

京都府告示第178号

青少年の健全な育成に関する条例(昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。)第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成27年3月31日

京都府知事 山田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
1	雑誌	裏ネタJACK 2015 4月号	株式会社ダイアプレス	条例第13条の2第1項第1号該当
2	"	奥様たちは今日も欲求不満	株式会社一水社	"
3	"	我慢できないふしたらOL白書	株式会社竹書房	"
4	"	ふじいあきこセレクション 背徳婦人	株式会社リイド社	"
5	"	裏マニアックス 極太裏事典	株式会社三オブックス	条例第13条の2第1項第3号該当